明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三一）　一
○防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（**防衛**一四）　五
〔告　示〕
○平成二十九年総務省告示第八十二号の一部を改正する件　五
（**デジタル庁・総務**三六）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**三二九）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三三〇）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**三三一）　五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**三三二）　五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三三三）　五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（**同**三三四）　五
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**二八一）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
令和四年度・事業年度財務諸表（独立行政法人家畜改良センター・独立行政法人日本貿易振興機構）、独立行政法人水資源機構奈良俣ダム改築工事完了関係　九三
会社その他
会社決算公告　一〇八

省令

○文部科学省令第三十一号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第一備考第一号及び別表第八の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十七日

文部科学大臣　盛山　正仁

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
備考 一　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。 イ～ハ　［略］ ニ　理科　物理学、化学、生物学、地学、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験 ホ～チ　［略］ リ　技術　材料加工（実習を含む。）、機械・電気（実習を含む。）、生物育成、情報とコンピュータ	備考 一　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。 イ～ハ　［同上］ ニ　理科　物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。） ホ～チ　［同上］ リ　技術　木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）